

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

監事監査規程

令和6年4月1日
理事会決定

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）の監事の監査に関する基本的事項を定めることを目的とする。監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほか、本規程によるものとする。

(基本理念)

第2条 監事は、当法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職 能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、理事の職務執行について、法令若しくは定款に違反する事実若しくはそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したとき、又は、理事からこれらの事実の報告を受けたときは、その事実関係を調査し、当該理事に対し、これを是正するよう必要な勧告又は助言を行うものとする。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係部署に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第 2 章 監 査 の 実 施

(監査事項)

第6条 監事は、次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

- 一 決裁文書等重要な文書
- 二 重要又は異常な取引、債権の保全・回収及び債務の負担
- 三 当法人と理事との競合取引又は利益相反取引
- 四 財産の状況
- 五 会計監査人の監査計画、監査状況及び意見
- 六 各事業年度に係る事業報告書
- 七 会計監査人から提出を受けた会計監査報告
- 八 決算方針及び決算期の計算書類等
- 九 評議員会に提出すべき議案及び書類
- 十 その他監事が監査上必要とする事項

(会計監査人の選任等及び会計監査人との連携)

第7条 監事は、法令の規定に従い、会計監査人に関する次の各号に掲げる議案を決定する。

- 一 会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案
- 二 会計監査人が欠けた場合で遅滞なく会計監査人が選任されないときにおける会計監査人の職務を行うべき者の選任に関する議案
- 2 監事は、会計監査人と密に連携し、情報共有等を定期的に行う。
- 3 監事は、会計監査人から理事の職務の執行に関して不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告等の必要な措置を講じるものとする。

(会計監査人の実務状況に関する確認)

第8条 監事は会計監査人の実務状況を定期的に確認する。

(理事会への出席)

第9条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- 2 監事は、理事会に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

第 3 章 監 査 の 意 見 陳 述 等

(理事会に対する報告義務)

- 第10条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、自ら理事会を招集することができる。
- 4 監事は、業務の執行に当たり、当法人の業務の適正な運営・合理化等又は当法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

(監事による理事の行為の差止め)

- 第11条 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(評議員会における説明義務)

- 第12条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合又はその説明をすることにより当法人その他の者の権利を侵害することとなる場合その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第59条各号に定める場合は、この限りでない。

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

- 第13条 監事は、監事の選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べることができる。

第4章 監査の報告

(計算書類の監査)

- 第14条 監事は、各事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について必要な事項を監査する。

(会計監査人からの報告の監査)

第 15 条 監事は、会計監査人から計算書類並びにこの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する

(監査報告書)

第 16 条 監事は、日常の監査を踏まえ、前二条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成し、会長に提出する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、監事が記名押印をするものとする。

第 5 章 雑 則

(監査費用)

第 17 条 監事は、職務執行のため必要と認められる費用を当法人に対して請求することができる。

(監査の事務補助)

第 18 条 監事の職務執行に必要な事務の補助については、当法人の監査室がこれに当たる。

2 前項の事務補助に関する事項については、監事と会長の協議によって定める。

(監査室との連携)

第 19 条 監事は、効果的かつ効率的な監査体制を構築するため、監査室と密に連携し、情報共有等を定期的に行う。

(改 廃)

第 20 条 本規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

本規程は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

本規程は、定款の変更が評議員会で承認されることを停止条件として施行する。

附 則

本規程は、令和 5 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。